iFreeNEXT ベトナム株インデックス

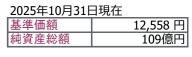
追加型投信/海外/株式/インデックス型

2024年6月28日 から 無期限 信託期間

決算日 毎年5月28日(休業日の場合翌営業日) 2025年10月31日 5123

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

≪基準価額・純資産の推移≫







- ※「分配金再投資基準価額」は、分配金実績があった場合に、当該分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものです。
- ※基準価額の計算において、運用管理費用(信託報酬)は控除しています(後述のファンドの費用をご覧ください)。
- ※「期間別騰落率」の各計算期間は、基準日から過去に遡った期間とし、当該ファンドの「分配金再投資基準価額」を用いた騰落率を表しています。
- ※当ファンドはVN100指数(配当込み、円ベース)をベンチマークとしておりますが、同指数を上回る運用成果を保証するものではありません。
- ※VN100指数(配当込み、円ベース)は、VN100指数(配当込み、ベトナム・ドン建て)をもとに、大和アセットマネジメントが計算したものです。
- ※グラフ上のベンチマークは、グラフの起点時の分配金再投資基準価額に基づき指数化しています。
- ※実際のファンドでは、課税条件によって投資者ごとの騰落率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。

〈分配の推移≫

第1期

分配金合計額

(1万口当たり、税引前)

<u>資産</u>	銘柄数	比率
外国株式	90	73.3%
外国投資証券	3	26.1%
外国株式 先物	1	0.6%
<u>コール・ローン、その他</u> 合計		0.6%
合計	94	
国•地域別構成		

国•地域別構成	
国・地域名	比率
ベトナム	99.4%
シンガポール	0.6%

进 負別愽肞	台計100.0%
通貨	比率
ベトナム・ドン	99.5%
米ドル	0.4%
日本円	0.1%

株式 業種別構成 合	計73.3%
業種名	比率
金融	33.8%
不動産	18.5%
資本財・サービス	6.0%
素材	5.4%
生活必需品	5.4%
情報技術	2.5%
公益事業	0.6%
一般消費財・サービス	0.5%
エネルギー	0.5%

(25/05)

決算期(年/月)

分配金

設定来: 0円

0円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決 定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するもの ではありません。分配金が支払われない場合もあります。

- ※先物の建玉がある場合は、資産別構成の比率合計欄を表示していません。
- ※業種名は、原則としてS&PとMSCI Inc.が共同で作成した世界産業分類基準(GICS)によるものです。
- ※外国株式の国・地域名については、原則としてMSCI Inc.が提供するリスク所在国・地域に基づいて表示しています。
- ■当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますの で、基準価額は大きく変動します。したがって投資元本が保証されているものではありません。当ファンドの取得をご希望の場合には投資信託説明書(交付目論見書)を販売会 社よりお渡しいたしますので、必ず内容をご確認の上ご自身でご判断ください。後述の当資料のお取り扱いにおけるご注意をよくお読みください。

設定·運用:

大和アセットマネジメン

商号等

大和アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号

般社団法人投資信託協会 加入協会

- 般社団法人日本投資顧問業協会
- -般社団法人第二種金融商品取引業協会

組入上位10銘柄			
銘柄名	業種名	国・地域名	比率
DCVFMVN DIAMOND ETF		ベトナム	20.6%
VINGROUP JSC	不動産	ベトナム	10.4%
FORTUNE VIETNAM JSC	金融	ベトナム	5.0%
VINHOMES JSC	不動産	ベトナム	4.3%
HOA PHAT GROUP JSC	素材	ベトナム	3.7%
DCVFMVN30 ETF		ベトナム	3.6%
SAIGON THUONG TIN COMMERCIAL	金融	ベトナム	3.4%
VIETNAM PROSPERITY JSC BANK	金融	ベトナム	2.9%
FPT CORP	情報技術	ベトナム	2.2%
VIETNAM TECHNOLOGICAL & COMM	金融	ベトナム	2.1%

- ※比率は、純資産総額に対するものです。 ※業種名は、原則としてS&PとMSCI Inc.が共同で作成した世界産業分類基準(GICS)によるものです。 ※外国株式の国・地域名については、原則としてMSCI Inc.が提供するリスク所在国・地域に基づいて表示しています。 ※先物、外国投資信託の場合は、業種名を表示していません。

≪ファンドの目的・特色≫

ファンドの目的

・ベトナムの株式および ETF に投資し、VN100 指数(配当込み、円ベース)の動きに連動した投資成果をめざします。

ファンドの特色

・ベトナムの株式および ETF に投資し、VN100 指数(配当込み、円ベース)の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

VN100 指数は HOCHIMINH STOCK EXCHANGE (以下「HOSE」といいます。)の商品であり、これの使用ライセンスが大和アセットマネジメント株式会社に付与されています。VN100 指数は、HOSE の登録商標です。当ファンドは、HOSE によって後援、推奨、販売、または販売促進されるものではありません。HOSE は、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、当インデックスのいかなる過誤、遺漏、または中断に対しても一切責任を負いません。

≪投資リスク≫

● 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

す。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。 外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。 カントリー・リスク 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。 新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。	株価の変動	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発
割込むことがあります。 新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、 流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。 外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。 かントリー・リスク 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。 新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。	(価格変動リスク・信用リスク)	行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもありま
新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。 外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。 カントリー・リスク 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。 新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。		す。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を
流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。 外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。 カントリー・リスク 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。 新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。		割込むことがあります。
合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。		新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、
為替変動リスク 外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。 カントリー・リスク 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。 新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。		流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場
トの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。 カントリー・リスク 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。 新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。		合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。
向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。 カントリー・リスク 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。 新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。	為替変動リスク	外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レー
す。 特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相 対的に高い為替変動リスクがあります。 カントリー・リスク 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、 または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、 方針に沿った運用が困難となることがあります。 新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。		トの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方
特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。 カントリー・リスク 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。		向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがありま
対的に高い為替変動リスクがあります。 カントリー・リスク 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、 または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、 方針に沿った運用が困難となることがあります。 新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。		す。
カントリー・リスク 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。 新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。		特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相
または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、 方針に沿った運用が困難となることがあります。 新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。		対的に高い為替変動リスクがあります。
方針に沿った運用が困難となることがあります。 新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。	カントリー・リスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、
新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。		または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、
		方針に沿った運用が困難となることがあります。
その他解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市		新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。
	その他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市
場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価		場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価
額が下落する要因となります。		額が下落する要因となります。

[※]基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- ●ベトナムの外国人投資家の持株比率規制で直接投資できない銘柄が指数の構成銘柄に含まれている場合は、運用上の制約を受ける場合があります。 ベトナムの制度は、変更となる場合があります。

≪ファンドの費用≫

投資者	が直接的に	負担する費用	
		料率等	費用の内容
購入日	時手数料	販売会社が別に定める率 ※徴収している販売会社は ありません。	_
信託則	才産留保額	ありません。	-
投資者	が信託財産	で間接的に負担する費用	
		料率等	費用の内容
	管理費用託報酬)	年率0.781% (税抜0.71%)	運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて 得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。
配分	委託会社	年率0.37%	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。
(税抜) (注1)	販売会社	年率0.32%	運用報告書等各種書類の送付、□座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等 の対価です。
	受託会社	年率0.02%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。
その代手	也の費用・ 数 料	(注2)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。

⁽注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

⁽注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

[※]運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期間の最初の6か月終了日(休業日の場合翌営業日)および毎計算期末または信託終了時に行なわれます。 ※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場投資信託証券は市場価格により取引されており、 費用を表示することができません。

≪お申込みメモ≫

購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額(1 万口当たり)
換金代金	
申込受付中止日	
	② ①のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日 (注) 申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。
サンプ を立た立立主 日日	
申込締切時間	原則として、午後 3 時 30 分まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの) なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限があります。
購入·換金申込受付	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し
の中止および取消し	た場合には、購入、換金の申込みの受付けを中止すること、すでに受付けた購入、換金の申込みを
	取消すことがあります。
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、
	信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)できます。
	・受益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合
	・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
	・やむを得ない事情が発生したとき
収益分配	年1回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。
	(注) 当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い
	可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。
課税関係	
	公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に NISA(少額投資非課税制度)の
	適用対象となります。
	当ファンドは、NISA の「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取
	扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。
	※税法が改正された場合等には変更される場合があります。

≪当資料のお取り扱いにおけるご注意≫

- 当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。
- 当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書(交付目論見書)」の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、 投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失 は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 当資料は、信頼できると考えられる情報源から作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮していませんので、投資者のみなさまの実質的な投資成果を示すものではありません。
- 当資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見等は資料作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。
- 分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

販売会社等についてのお問い合わせ

- ► 大和アセットマネジメント フリーダイヤル 0120-106212(営業日の9:00~17:00) 当社ホームページ
- https://www.daiwa-am.co.jp/

iFreeNEXT ベトナム株インデックス

加入協会						
販売会社名(業態別、50音順) (金融商品取引業者名)		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	0			
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	0	0		
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	0	0		
株式会社三菱UFJ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	0	0		0
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	0	0		0
株式会社SBIネオトレード証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第8号	0	0		
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	0	0		
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	0	0	0	0
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	0	0	0	0
moomoo証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3335号	0		0	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	0	0	0	0